

## インボイス方式導入とその影響

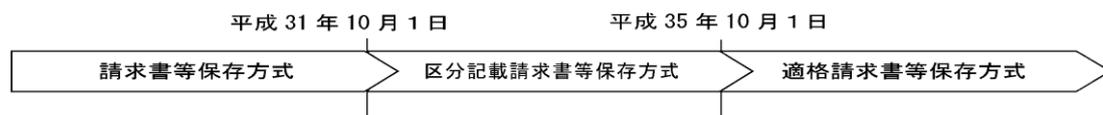
(その4)

平成31年10月1日から消費税率は、飲食物品などは8%、その他は10%の複数税率となります。そのため、平成31年10月1日からは「区分記載請求書方式」へ、平成35年10月1日から「適格請求書」方式になります。

### 1. 平成35年10月1日から適格請求書方式（インボイス方式）へ

平成35年10月1日からは、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）から交付を受けた適格請求書（以下「インボイス」といいます。）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

《仕入税額控除の方式》



#### (1) 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である平成33年10月1日から提出することができます。

#### (2) 適格請求書への記載事項

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、①、③、④及び⑤の下線部分が追加されました。）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、② 課税資産の譲渡等を行った年月日、③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）、④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率、⑤ 税率ごとに区分した消費税額等、⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、平成31年10月1日から実施される軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

### 2. インボイス方式によって免税事業者が取引から排除される？

#### ● 取引段階において免税事業者が介在する場合の影響

取引業者	売上金額等	すべて課税事業者	卸売業者が免税事業者	小売業者が免税事業者
メーカー（※1）	売上金額（税込）	1,000	1,000	1,000
	納付消費税額	100-80=20	100-80=20	100-80=20
卸売業者	売上金額（税込）	1,100	1,100	1,100
	納付消費税額	110-100=10	-	110-100=10
小売業者	売上金額（税込）	1,500	1,500	1,500
	納付消費税額	150-110=40	150-0=150	-
最終消費者（※2）	小売価格（税込）	1,500	（※3）1,500	1,500
小売業者への影響（税引き手残り）		1,500-40=1,460 手残り	1,500 - 150 = 1,350 手残り	1,500（消費税40が益 税）が手残り

（※1）メーカーは先の課税事業者から800円（うち消費税80円）で仕入れたものと仮定します。

（※2）最終消費者への小売価格は1,500のままとします。

（※3）小売業者の手残りを、取引段階において「すべて課税事業者」である場合と同額の1,460とするためには、小売価格は1,622としなければなりません。そのため、**免税事業者である卸売業者は取引から排除される可能性が高くなります。**

取引段階ですべての事業者が課税事業者である場合と比べて、取引段階の途中に免税事業者が入ると前段階の消費税が転嫁されないため仕入価格が高くなってしまいます。そのため、取引段階での免税事業者は排除される可能性が高くなります。

簡易課税制度を選択している事業者であれば仕入控除税額の計算にインボイスは必要ないため、仕入先の免税事業者にとって不利益は生じません。また、取引相手が一般消費者中心の免税事業者には、インボイス導入の影響は限定的ともいえます。それでもやはり排除される懸念が強い免税事業者は、課税事業者への転換を検討せざるを得ませんが、消費税額の計算や納税、インボイス方式に対応した請求書等への変更の手間などが発生することになります。

小売業者が免税事業者の場合、インボイス方式の影響は少ないと考えられますが、免税事業者でも消費税相当額を価格に上乗せして益税として受領していた事例が多くありました。インボイス制度が導入されると免税事業者は消費税を上乗せすることが困難になります。

（文責：山本和義）